

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	龍ヶ崎市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健に関する事務では、健康管理システムを利用しているが、利用先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含め、更に秘密保持について協定書を作成して締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	市民である方に、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、妊産婦並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るための施策の実施等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫未熟児の訪問指導
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、電子申請システム（いばらき電子申請・届出サービス、マイナポータル ぴったりサービス）
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦全般ファイル、乳幼児全般ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表省令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども家庭課・健康づくり推進部健康増進課
②所属長の役職名	こども家庭課長・健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部こども家庭課・健康づくり推進部健康増進課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部こども家庭課・健康づくり推進部健康増進課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを取得する際には、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を基本とし、取得が難しい場合は、本人の了解を得て取得することを徹底している。また、入力については複数人で確認を行い、特定個人情報を含む書類については、施錠ができる書棚に保管することを徹底している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類については、施錠ができる書棚に保管することを徹底している。
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損へのリスク対策として、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則に基づき職員はセキュリティ研修を毎年受講し、関連書類の管理に細心の注意を払っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月21日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 :個人番号が利用することができる事務のうち母子保健に関する事務(指導、健康診査、母子健康手帳交付等)が「市町村長」の項	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表省令 第40条	事後	評価再実施及び番号法改正のため
令和6年11月21日	1 4情報提供手つとワークシステムによる情報連携	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が含まれる項(69-2) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に母子保健に関する事務(費用の徴収)が含まれる項(70) (別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」、「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(26, 56-2, 87) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が含まれる項(69-2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) :第39条 (情報提供の根拠) :第19条, 30条, 38条の3, 44条	(情報提供の根拠) 番号法19条第8項に基づく主務省令第2条の表42、80、127、161の項 (情報公開の根拠) 番号法19条第8項に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	評価再実施及び番号法改正のため
令和6年11月21日	II 1, 2 いつの時点か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月21日	IV8 人手を介在させる作業		十分である	事後	新様式対応
令和6年11月21日	VI 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式対応